

# 令和6年度市内環境美化運動（後期）にご協力ください

## 1 目的

住み良い環境づくりの一環として、道路・北浦沿岸堤防・公園等に散乱している空き缶等を收拾することにより、地域の環境美化と美しいまちづくりを推進するため、市内環境美化運動を実施します。

## 2 主催及び対象区域

鹿嶋市（市内全域）

## 3 実施日時

令和7年3月9日（日）午前8時から午前9時まで

※実施時間については、各地区の実情にあわせての実施となります。

## 4 実施内容

- ①各自で市指定不燃ごみ袋を持参して、道路・北浦沿岸堤防・公園等に散乱した“空き缶・空きビン・ビニール・プラスチック類”を收拾してください。※個人の所有地にあるものは運び出さないでください。
- ②不燃ごみと資源（缶・ビン・ペットボトル）は分別してください。
- ③家庭や地区からのごみは出さないでください。
- ④地域の除草作業で出た草や剪定木は出さないでください。
- ⑤收拾したごみ等は、各地区の指定した収集場所に集めてください。  
収集場所に集められたごみ（指定ごみ袋に入ったもの）は、市が収集します。
- ⑥中央分離帯等での收拾活動は、危険なため行わないでください。

### < 注意事項 >

環境美化運動では、「粗大ごみ（家電リサイクル法対象品含む）や海岸ごみ」の収集は行いません。袋に入らない粗大ごみ等は、指定の集積場所へ持ち込まないでください。

不法投棄された粗大ごみ等を発見した場合は、翌開庁日以降に“投棄されている場所とその状況”を廃棄物対策課へご連絡願います。

## 5 ごみ収集場所

- ①地区名
- ②場所 ※地区ごとに集積所が異なります。  
集積所の確認は、**廃棄物対策課**へお問い合わせください

## 6 中止等の判断

- ①市側で中止の判断をしたとき  
⇒前日に、防災行政無線等にて周知いたします。
- ②各行政区の都合で中止の判断をしたとき（例：天候が悪い場合など）  
⇒中止又は延期の判断は、各行政委員までご確認ください。

問合せ先  
市民生活部 廃棄物対策課  
電話：82-2911（内線356, 357）